

## ○三次市立甲奴小学校不祥事防止委員会設置運営要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、三次市甲奴小学校校務運営規程第16条に基づき、教職員の不祥事防止のための協議を行う組織として、甲奴小学校不祥事防止委員会（以下「不祥事防止委員会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 不祥事防止委員会は、教職員の服務と倫理について協議し、教職員による不祥事を防止することにより、学校が生徒、保護者や地域住民から信頼を確保し、充実した教育活動に寄与することを目的とする。

### (委員会)

第3条 不祥事防止委員会の委員は、校長が指名する。

### (委員の構成)

第4条 相談窓口設置の構成員は、管理職を含む複数の職員により構成する。

### (協議内容)

第5条 不祥事防止委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 不祥事・学校の課題に対応した研修を企画・実施する。
- (2) 体罰、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、いじめ、障害などを理由とする相談窓口に来やすい環境をつくる。
- (3) 交通事故（飲酒運転など）、個人情報漏洩等の法令遵守の意識換気を行う。
- (4) 教職員相互による不祥事防止のチェック体制を確立する。
- (5) P T A等の意見交換を行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。